

議案第 1 1 1 号

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

単身者の入居に係る面積の制限の廃止及び法人による債務保証を認めることに伴い、条例の一部を改正するため。

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

石岡市営住宅管理条例（平成17年石岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 保証法人 市営住宅入居に係る債務について保証を行う法人で、第14条の2第1項の基準を満たすものをいう。

第6条第6項を削る。

第7条第2項中「単身者」を「同条第3項に規定する者」に改める。

第11条第1項第1号中「請書」の次に「（保証法人の保証を受けている者にあつては、当該保証法人の記名押印する請書又は当該保証法人による保証を証する書類の写しを添付した請書）」を加え、同条第3項中「連署」の次に「又は保証法人による記名押印若しくは保証法人による保証を証する書類の写し」を加える。

第14条第3項中「連帯保証人を変更し」の次に「，又は保証法人を立て」を加え、同項第1号中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、「連帯保証人を変更し」の次に「，又は保証法人を立て」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保証法人）

第14条の2 保証法人は、当該保証に係る業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財産的基礎を有する者で、市長が適当と認める者でなければならない。

2 入居者は、保証法人について、破産手続開始の決定が行われた場合その他前項に規定する要件に該当しないこととなる事実が生じた場合は、遅滞なく、市長の承認を受けて、保証法人を変更し、又は前条に定めるところにより連帯保証人を立てなければならない。

3 入居者は、前項の規定による場合のほか、既に立てた保証法人を変更し、又は連帯保証人を立てようとするときは、市長の承認を得なければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。